

○国民生活審議会議事運営規則

昭和四十三年一月二十六日

国民生活審議会会長決定

改正 平成六年四月二二日

平成一三年一月六日

平成一三年七月一九日

(規則の運用)

第一条 国民生活審議会（以下「審議会」という。）の議事運営に関しては、国民生活審議会令（昭和三十六年政令第一五五号）の規定によるほか、この規則の定めるところによる。

(招集)

第二条 審議会の会議の招集は、会長が行う。

2 審議会の会議を招集しようとするときは、会議の日時、場所及び審議事項をあらかじめ委員及び当該審議事項に關係のある臨時委員に通知しなければならない。ただし、止むをえない場合は、この限りでない。

(会議の議長)

第三条 会長は、審議会の会議の議長となる。

(専門委員等の出席)

第四条 会長は、必要と認めるときは、専門委員その他の者の出席

を求めることができる。

(審議の公開)

第五条 審議会は、原則として会議を公開し、又は議事録を公表するものとする。ただし、特段の理由がある場合には、理由を明示して、会議を非公開とし、及び議事録を非公表とすることができる。

2 議事要旨は、会議終了後、速やかに作成し、公表するものとする。

(部会)

第六条 部会は、審議会から付託された事項について調査審議する。

2 部長は、部会における審議の経過及び結果を審議会において報告するものとする。

3 部会については、第二条から前条までの規定を準用する。

(部会の議決)

第七条 部会の議決は、会長の同意を得て、審議会の議決とすることができる。

2 会長は、前項の同意をしたときは、その同意に係る議決を次の審議会に報告するものとする。

(部会の発議)

第八条 部会は、特に緊急を要すると認めるときは、付託された事項につき、会長に対し、内閣総理大臣又は関係各大臣に意見を述べることを求めることができる。

2 会長は、前項の規定により内閣総理大臣又は関係各大臣に意見を述べたときは、次の審議会にこれを報告するものとする。

(補則)

第九条 この規則に定めのない事項は、会長が審議会に諮って定める。